

第 103 回香川県新型コロナウイルス対策本部会議 議事概要

日時 令和 4 年 4 月 8 日（金） 15 : 00~15 : 30

場所 県庁本館 12 階大会議室

議題 1 「本県の現状について」

健康福祉部長から資料に沿って説明

議題 2 「本県における今後の対応について」

本部長発言

本県の感染状況については、新規感染者数は 300 人台から昨日は 288 人となっている。この 2 週間で前週の同じ曜日を下回った日が 9 日、上回った日が 5 日と、ほぼ 2 : 1 の割合という推移になっている。医療提供体制については、確保病床使用率が 30% を下回って推移し、重症確保病床使用率も 10% を下回って推移していることから、県内の医療機関において、ひっ迫が進んでいる状況にはなく、医療が必要な方に適切な対応ができていく状況にあるものと考えている。

しかし、依然として、児童や高齢者などの施設においてクラスターが発生しており、こうした施設において、速やかに感染の連鎖を断ち切るために必要な対策を講じること、また、引き続き、事業所（職場）における基本的な感染防止対策の徹底をお願いすること、ワクチンの追加接種を促進することなどの取組みにより、感染リスクを引き下げて医療への負荷を軽減していきたい。

県民の皆さまには、引き続き、警戒を緩めることなく、再び感染が拡大しないよう、改めて基本的な感染防止対策の徹底をお願いする次第である。

（感染拡大防止対策期の対応）

資料 2 - 2 のとおり、現在の県の対策期である「感染拡大防止対策期」については、現下の感染状況を踏まえ、4 月 24 日（日）まで延長する。

県民の皆さまには、混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出を自粛していただくことや、会食や飲み会をする際には、2 時間以内とし、「マスク会食」や座席間隔の確保、換気や三密回避を徹底していただくことなど、感染拡大防止のための行動を強く意識して実践していただくよう、引き続き、特措法第 24 条第 9 項に基づき協力を要請する。

事業者の皆さまにも、業種別ガイドライン等の遵守や、在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組みなど、こちらも引き続き、特措法第 24 条第 9 項に基づき協力を要請する。

（クラスター防止対策）

資料 2 - 3 のとおり、本県においては、児童福祉施設等や高齢者施設等におけるクラスターの発生が、日々の新規感染者数の数値の中で大きな固まりとなっていることから、クラスターの防止が重要であり、その対策を強化していく。

今回、新たな取組みとして、

- ・高齢者施設等の職員向けに、感染予防ゴーグルを配布
- ・事前に抗原検査キットを高齢者施設等に配布し、有症状の職員への検査を実施
- ・施設職員向け、家庭向けの感染防止対策「実践例」のチラシを配布

などの対策を行う。

感染症対策の強化を希望する施設への個別指導や、WEB等を活用した感染防止対策研修などについても、引き続き実施する。

また、これまでに実施した取組みの実績として、高齢者施設等に対する感染管理認定看護師（ICN）の派遣による個別指導は31件、児童福祉施設等におけるWEBによる感染防止対策研修については、3月28日に実施し、219施設、462名の職員の方が参加しており、高齢者施設等における研修については、4月5日から5月13日まで、WEB上で動画を公開している。

このような対策の強化により、クラスターの発生を防止し、速やかに感染の連鎖を断ち切っていきたいと考えているので、各施設の関係者の皆さま、また、ご利用されているご家族の皆さまには、ぜひともご理解、ご協力をお願い申し上げます。

（感染予防対策）

資料2-4のとおり、ワクチン追加接種の促進については、本県の追加接種の状況として、ワクチン接種記録システム（VRS）によると、追加接種（3回目接種）の接種率は、昨日4月6日時点で、県人口の41.8%となっており、全国平均よりもやや低い接種率となっている。

ワクチン接種促進のための取組として、追加接種の接種率向上を図るため、接種促進の広報を実施する。具体的には、今月中にも2回、新聞広告を掲載する予定としている。

また、希望する方が自分の住所地以外の市町でも接種を受けられる「広域接種」については、現在、すべての市町で可能となっている。さらに、県広域集団接種センターでの接種についても、4月11日までの実施期間中、すべての日で予約なしでの接種が可能となっているので、希望される方は、ぜひ早めに予約、接種をお願いします。

なお、5歳から11歳までの小児へのワクチン接種についても、すべての市町で希望者への接種体制が整備されている。

PCR等無料検査の実施については、原則として3回目接種が未了の方を対象とした、定着促進事業については6月末まで延長する。また、感染の不安を感じる県民の方々を対象とする無料検査については、今月末まで延長している。

（県民の皆さまへのお願い）

最後に、県民の皆さまにメッセージをお伝えしたい。

現下の全国的な感染状況については、新規感染者数が増加傾向にある地域が多くなっており、この増加傾向がいわゆるリバウンドにつながっていくかどうか慎重な評価が必要な状況となっている。

本県においては、新規感染者数が 300 人台で推移し、ほぼ横ばいの状況となる中、徐々に下がっている面もあるが、30 歳代までの若い世代の感染者が全体の約 6 割と多く、ほとんどの方が無症状か軽症であるため、直近における医療のひっ迫具合を示す確保病床使用率は 30% を下回って推移し、重症確保病床使用率も 10% を下回って推移していることから、医療提供体制が十分に確保され、医療が必要な方に適切な対応ができてきている状況にあるものと考えている。

しかしながら、オミクロン株の非常に強い感染力から、依然として、児童福祉施設等や高齢者施設等において、クラスターが発生しており、引き続き、高い警戒態勢を維持していく必要があることを踏まえ、本県の対策期については、現行の「感染拡大防止対策期」を 4 月 24 日まで継続することとする。

こうした施設などにおいて、速やかに感染の連鎖を断ち切り、特に重症化リスクの高いご高齢の方や、基礎疾患のある方の重症化を抑え、医療への負荷を軽減していくため、各施設の職員の皆さまやご利用されているご家族の皆さまには、必要な感染防止対策の徹底を、改めてお願いする。

児童福祉施設等、高齢者施設等における感染対策徹底のお願いとしては、

- ・職員の方や児童・利用者の方の体調観察を徹底
- ・職員の方は体調に異変を感じたら、まずは施設に報告
- ・職員の方は休む勇気を、施設は休ませる配慮を
- ・職員の方が一堂に集まる機会を避ける
- ・こまめな換気
- ・ドアノブ、手摺りなど複数の方が触る共用部分すべての消毒を徹底
- ・マスクや手袋など感染防護具の使用方法を再確認
- ・児童・利用者のご家族の方も感染防止対策を徹底

を改めてお願いする。いろいろな事例を見ると、施設や学校において、複数の方が触る共用部分が要因となっていると推測される場合が多く見受けられる。

また、事業所などの職場においても、

- ・在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得、時差出勤、自転車通勤、昼休みの時差取得など、人と人との接触を低減
- ・ドアノブ、手すりなど複数人が触る共用部分すべての消毒を徹底
- ・休憩室、更衣室、喫煙所など「居場所の切り替わり」では、会話時のマスク着用や「三つの密」の回避・消毒などを徹底
- ・従業員の体調管理（検温や有症状者の出勤抑制等）の徹底
- ・出張による従業員の移動を減らすため、テレビ会議を活用
- ・食堂、社員寮などの集団生活の場において、手洗いや手指消毒、会話時のマスク着用などの感染対策を徹底
- ・感染者や濃厚接触者の多数発生に備え、事業継続計画（BCP）を作成・点検をお願いする。

県民の皆さまには、引き続き、大切な家族や友人、仲間に感染させることがないように、「三つの密」の回避や「人と人との距離の確保」、「不織布マスクの着用」などをはじめとした基本的な感染防止策の徹底に加えて、特に、オミクロン株の特徴を踏まえ、家庭内においても、定期的な換気やこまめな手洗いの徹底などをお願いします。

また、重症化リスクの高いご高齢の方や基礎疾患のある方については、いつも会う人と少人数で会うなど、感染リスクを減らす取組みを徹底していただくようお願いする。

児童生徒や保護者の皆さま、教育関係者の皆さまにも、新年度の始業後も、引き続き、感染防止対策の徹底について、ご理解とご協力をお願いします。

また、ワクチンの追加接種（3回目）について、接種に使用されるファイザー社ワクチン及び武田／モデルナ社ワクチンは、どちらも、発症や重症化を予防する効果が確認されており、初回接種と異なるワクチンを接種する交差接種についても、十分な効果と安全性が確認されている。

3月下旬からは、12歳から17歳の方への追加接種も開始されている。

必要なワクチンは十分に供給されており、円滑に予約し、接種できるようになっているので、希望される方は、早めに予約、接種をお願いします。

各市町においても、各種媒体を活用した広報の強化など、追加接種の速やかな完了に向けた取組みを、引き続きお願いします。

新型コロナウイルス感染症の患者さんやそのご家族、治療にあたっておられる医療従事者やそのご家族などに対する偏見や差別につながる行為は、決して許されるものではない。

また、ワクチン接種は、強制ではなく、ご本人が納得した上でご判断いただくもので、職場や周りの方などに接種を強制したり、接種を受けていない人に差別的な扱いをしてはならない。

引き続き、人権に配慮した判断や行動を心がけていただくようあわせてお願いします。

一日も早く日常生活や経済社会活動を回復できるよう、国、各市町とも連携し、感染拡大の抑止とともに、保健医療提供体制の確保を通じて、県民の皆さまの健康、暮らしを守れるよう全力で取り組んでいくので、ご理解、ご協力をお願いします。

議題3「その他」

交流推進部長から資料に沿って説明

（新うどん県泊まってかがわ割について）

教育長から資料に沿って説明

（県立学校における部活動について）

本部長発言

各部局においては、引き続き、新型コロナウイルスの対応について、県民の皆さまの安全・安心の確保を第一とし、連携して対応にあたっていただきたい。